

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社宮西土建

業者の住所：香川県高松市香川町大野798-4

2 指名停止措置期間：令和6年5月20日から令和6年8月19日まで（3か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

株式会社宮西土建の代表取締役は、香川県高松市の舟岡池土地改良区が発注した水路や農道の改修工事にかかる指名競争入札において、同土地改良区の理事長に対し、株式会社宮西土建が受注できるよう便宜を図ってもらう見返りに現金を渡したとして、令和6年4月3日、土地改良法違反（贈賄）の疑いで香川県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア（贈賄）に該当するため

指停止措置要領 付表第2

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のア、イ、又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3月以上9月以内
イ 一般役員等	2月以上6月以内
ウ 使用人	1月以上3月以内